

「小型データセンター等に係る調査検討・研究会運営業務」 基本仕様書

1 業務名

小型データセンター等に係る調査検討・研究会運営業務

※本業務においては、コンテナ型データセンターやマイクロデータセンターなど、小規模なデータセンター及びそれに類似・関連する設備などを小型データセンター（以下「小型 DC」という。）と称す。

2 業務目的

近年、クラウドサービスや AI の普及等を背景に、主にハイパースケール型と呼ばれる大型データセンターの需要が増加している。一方で、データセンターの立地については首都圏に集中しており、国においては地域 DX の格差解消や脱炭素電源活用などの観点からデータセンターの分散立地を支援している。

また、現状の AI 向けデータセンターの用途は、大型データセンターにより行う「学習」の活用が多いものの、DX による生産性の向上や人手不足等の地域課題への対応として、将来的には自動運転や工場の現場等でのデータ処理において、「学習」により構築した AI モデルから「推論」を活用するケースも増加していくことが予想される。こうしたケースにおいては、低遅延での処理が重要であり、活用場所の近くに小型 DC 等を設置する必要があると考えられる。

しかしながら、小型 DC 等は一部企業等において導入の動きはあるものの、そのニーズに関するデータやユースケース等が不足している。このため、本調査においては、小型 DC 等に係る現状や課題を分析するとともに、本地域における小型 DC 等を活用したエッジ AI やエッジコンピューティングのユースケース等について調査検討する。そして、将来的なニーズに沿った小型 DC 等の活用を促し、普及を促進することで、全国有数の小型 DC 等に係る先進地域を目指す。

3 業務期間

契約日から令和 9 年 3 月 19 日（金）まで

4 業務内容

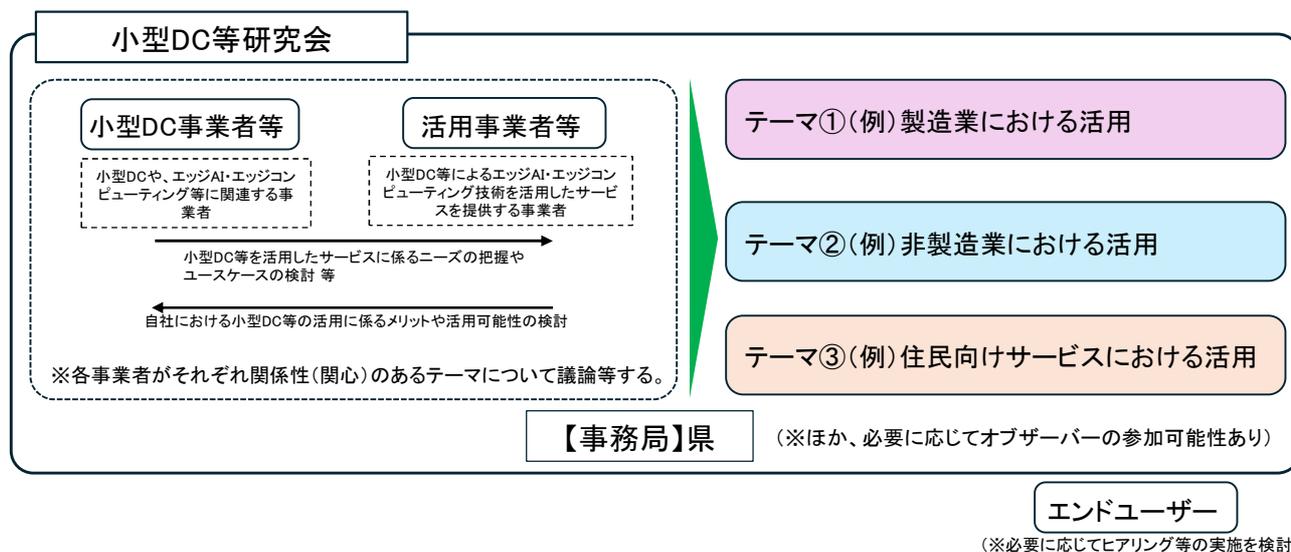
（1）小型 DC 等の普及に向けた調査業務

- ア 小型 DC 等に係る国内外の市場動向の把握
- イ 小型 DC 等に関連する事業者の動向の把握
- ウ 国のデータセンターに関連する施策（ワット・ビット連携や GX 戦略地域（データセンター集積型）、地域社会 DX 推進パッケージ事業等）の動向の把握
- エ 小型 DC 等に係るニーズの把握
- オ 小型 DC 等の普及に係る課題（冷却等の技術や設置・運用コスト、各種インフラの確保、規制・制度等）の把握

(2) 研究会運営業務

ア 研究会の構成 (概要)

下図のとおり。



イ 研究会の目的

本県における小型 DC 等の活用モデル (ユースケース) を創出し、その情報発信等について検討することにより、小型 DC 等の普及を図るとともに、地域 DX 環境の整備につなげる。

ウ 参加人数

小型 DC 等事業者等、活用事業者等、庁内関係所属、オブザーバー等
約 30 名程度 (オブザーバー等は原則オンライン参加を想定。)

エ 開催頻度

年 5 回程度 (全体会議：2 回 (初回及び最終回)、個別テーマごとの会議：テーマ①で 1 回、テーマ②・③で 1 回、テーマ①～③に係るディスカッションで 1 回程度を想定。)

オ 場所

愛知県内の会議室

カ 研究会運営業務において行う項目

(ア) 議題・論点の検討及びそれに付随する調査

研究会の開催に当たっては、県とも調整のうえ、研究会の目的達成に向けた適切な議題や論点等について検討すること。また、当該議題・論点等について議論する上で必要な事項を調査した上で、研究会資料に反映させること。

(イ) 研究会資料の作成・印刷

研究会で用いる資料について作成・印刷すること。

(ウ) 研究会の準備

研究会の日程調整、開催場所の確保、参加者への案内通知等を行うこと。

(エ) アンケート項目の検討

研究会に付随して、研究会構成員等にアンケートを実施し、次回の会議や調査報告書の作成に生かすこと。

(オ) その他

研究会活動に関する検討事項や関係者との連絡調整、個別の打合せの設定等、研究会活用を効果的に実施するに当たり必要となる事柄について、県とも調整のうえ、柔軟に対応すること。

キ その他

- ・ 研究会の開催内容は現時点での想定であり、随時変更の可能性があるため、県や研究会構成員と密に調整し、常に内容のブラッシュアップに努めること。
- ・ 研究会の開催頻度は検討内容や時期により変動が見込まれるため、柔軟に対応すること。
- ・ 研究会資料の作成にあたっては、各参加者が持ち込んだパソコンで共有できるフォーマットで作成すること。
- ・ 研究会の開催に向けては、会場の準備、司会等の議事運営、オンライン参加者への対応（ビデオカメラやスクリーンなど必要な機器等の準備等）などを実施すること。
- ・ 研究会終了後は遅滞なく議事録を作成し、参加者に共有すること。
- ・ 必要に応じて、本県職員同行のもと、研究会構成員のほかエンドユーザーとなりうる事業者等へヒアリングを行うこと。

(3) ユースケース等の検討業務

ア ユースケースの検討

本県の地域・産業等の特性を考慮した上で有効と考えられる小型 DC 等のユースケースの検討（6件程度検討すること。）

イ 普及方法の検討

ア で検討したユースケースの普及方法や、普及していく上で必要と考えられる事項の検討

※ (1)～(3)の業務については、一体的に実施し、業務間の連携を図るとともに、必要に応じて各業務に反映するよう留意すること。

5 成果物

(1) 成果物

- 調査報告書
- 参考資料
 - ・ 収集したデータ
 - ・ 各種打ち合わせ等の記録
 - ・ 本業務で使用した各種文書
- その他県と協議の上、県が指定するもの

(2) 納品方法

- ・ 成果物は、A4判縦・横書き（作図等は適宜使用し、A3判の折込可）5部とその内容を記録した電子媒体2部を提出すること。
- ・ 本業務における制作物については、その内容を記録した電子媒体2部を提出すること。

(3) 納期

令和9年3月19日(金)

(4) 納入場所

愛知県政策企画局企画調整部企画課

(5) その他

- ・受託者は、成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ)を県に無償で譲渡するものとし、著作権者人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- ・納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- ・県から経過報告を求められたときは、資料等の提出に対応すること。

6 留意事項

(1) 関連業務との連携・情報収集

本業務の実施にあたっては、国や全国の自治体の関連施策に係る情報等の収集に努めるとともに、必要に応じて県職員同行のもと、関係者へのヒアリング等を行い、本業務に反映させること。

(2) 実績を有する者との連携

本業務の実施にあたっては、小型DC等について十分な経験や知識を持つ者の意見を取り入れ、業務の質及び精度の向上に最大限努めること。

(3) 専任担当者の設置

委託業務の開始から終了までの間、調査内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、業務実施方法や進捗状況の確認等、調査の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。

(4) 情報管理

本業務の受託者は、調査の遂行に当たっては県、企業、個人等の情報漏洩等がないよう情報管理、機密保持に万全を期すること。

(5) 一括再委託の禁止

委託業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託しないこと。なお、県と協議の上、必要と認めた場合に限り再委託については承諾する。

(6) その他

- ・受託者は、事業完了後5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。
- ・本業務を愛知県と連携して進める上で、受託者は必要に応じて翻訳及び通訳業務を行うこと。
- ・この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議して決めること。